

UBC情報



発行：2022年5月10日

No. 263

Selected Clients & Professionals Relationship

～河野会計事務所からのお知らせ～

6月支給の給与から、令和4年度の個人住民税の特別徴収が行われます。特別徴収を選択した事業所には市町村から特別徴収税額決定通知書が届きます。今年度の税額を賃金台帳にきちんと転記しておきましょう。

トピックス

4月から施行された主な税制

成立した今年度税制改正などにより4月（又は1月）から適用された主な税制は、次のとおりです。

◎住宅ローン控除の見直し（1月以後）……①控除率は0.7%、②控除対象となる借入限度額は省エネ性能や入居年などに応じて2～5千万円、③控除期間は13年（中古住宅や令和6年・7年入居の一般住宅は10年）、④適用対象者の所得要件を2千万円以下に引下げ、などの見直しが行われます。

◎住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の見直し（1月以後）……①非課税限度額は住宅の新築等に係る契約締結時期にかかわらず、省エネ等住宅1千万円・一般住宅500万円、②対象となる中古住宅の築年数要件を廃止し、新耐震基準に適合していることを要件に加えます。

◎成年年齢引下げに伴う相続・贈与税に係る年齢要件の変更……成年年齢の引下げに伴い、20歳と規定されていた措置が見直され、例えば、相続税の未成年者控除は18歳に達するまでの年数に10万円を乗じた金額が控除額となります。また、直系尊属からの贈与に係る特例税率や住宅取得資金贈与の非課税措置などの受贈者の年齢が18歳以上となります。

◎賃上げ促進税制の拡充（4月以後開始事業年度）……*大企業は、継続雇用者の給与等支給額が前年度比3%以上増加の場合に雇用者給与等支給額の増加額の15%、4%以上増加の場合に25%の税額控除となり、教育訓練費が20%以上増加の場合は5%上乗せ、*中小企業は、雇用者給与等支給額が1.5%以上増加の場合に増加額の15%、2.5%以上増加の場合に30%の税額控除となり、教育訓練費が10%以上増加の場合は10%上乗せとなります。



◆事業再構築補助金の要件等の見直しや拡充

新分野展開や業態転換等の事業再構築に取り組む中小企業等を支援する「事業再構築補助金」の第6回公募が始まりました（申請は5月下旬予定）。

本補助金は第6回公募から、

- ①売上高減少要件を「令和2年4月以降の連続する6ヵ月間のうち、任意の3ヵ月の合計売上高がコロナ以前と比較して10%以上減少」のみとする
- ②通常枠の補助上限額を従業員規模に応じて2～8千万円に見直し
- ③引き続き業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者を対象とした「回復・再生応援枠」の新設
- ④グリーン分野での事業再構築を通じて高い成長を目指す事業者を対象とした「グリーン成長枠」の新設、などが実施されます。

◆領収書や契約書に課せられる印紙税

印紙税は、領収書や契約書などの印紙税法に規定された課税文書（1～20号）に対して課せられ、原則、作成した課税文書に所定の額面の収入印紙を貼り付け、印章又は署名で消印することによって納付します（紙文書の現物を交付した場合が対象のため、メール等で発行した文書には不要）。

1号（不動産売買契約書等）、2号（工事請負契約書等）、17号（領収書等）は、消費税額を区分記載することで消費税額を除いた金額が記載金額となります。例えば、領収書は記載金額5万円以上が課税対象ですが「商品代金53,900円（うち消費税4,900円）」のように区分すれば、記載金額は49,000円となり印紙税は課せられません。



◆令和6年4月から義務化された相続登記

〈所有者不明土地の解消に向けた相続登記義務〉

土地の相続などの際に所有者についての移転登記が行われないなどの理由で、不動産登記簿を確認しても所有者が分からない「所有者不明土地」が全国で増加しています。

相続による所有権の移転登記（相続登記）や住所等の変更登記の申請は任意とされており、相続した土地の価値が低く売却も難しいような場合などには登記の申請をしないケースがあることから、民法等の改正により不動産登記制度が見直され、令和6年（2024年）4月から、相続等により不動産を取得した相続人は、その所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請を行うことが義務付けられます（住所等の変更登記の申請は令和8年4月までに義務化）。

なお、現在、相続登記がされていない土地についても義務化の対象になります（施行日から3年以内に登記が必要）。

〈相続登記における登録免許税の免税措置〉

相続により土地を取得した場合の相続登記については、土地の価額に対して0.4%の登録免許税が課せられますが、①相続により土地を取得した方が相続登記をしないで亡くなった場合、及び②少額の土地を相続により取得した場合における免税措置が設けられており、令和4年度税制改正により令和7年3月まで延長されました。

また、②の免税措置の適用対象について、土地の区域の要件が廃止され全国の土地に拡充されるとともに、対象となる土地の価額が100万円以下（改正前は10万円以下）に上げられました。



発行元 ㈲ユービーシー経営 河野会計事務所

〒755-0036 宇部市北琴芝1-6-10

TEL: 0836-33-6717 FAX: 0836-33-6753

MAIL: info@ubc-net.com

URL: <http://www.ubc-net.com>



UBC社福情報

No. 263
発行：2022年5月10日

Selected Clients & Professionals Relationship



発行元
(有)ユービーシー経営
河野会計事務所
〒755-0036
宇部市北琴芝1-6-10
TEL：0836-33-6717
FAX：0836-33-6753
Mail：info@ubc-net.com
URL：http://ubc-net.com
所属：（一財）総合福祉研究会

保育園

保育士の平均給与は8年連続で上昇 ～「令和3年賃金構造基本統計調査」から事務局が試算～

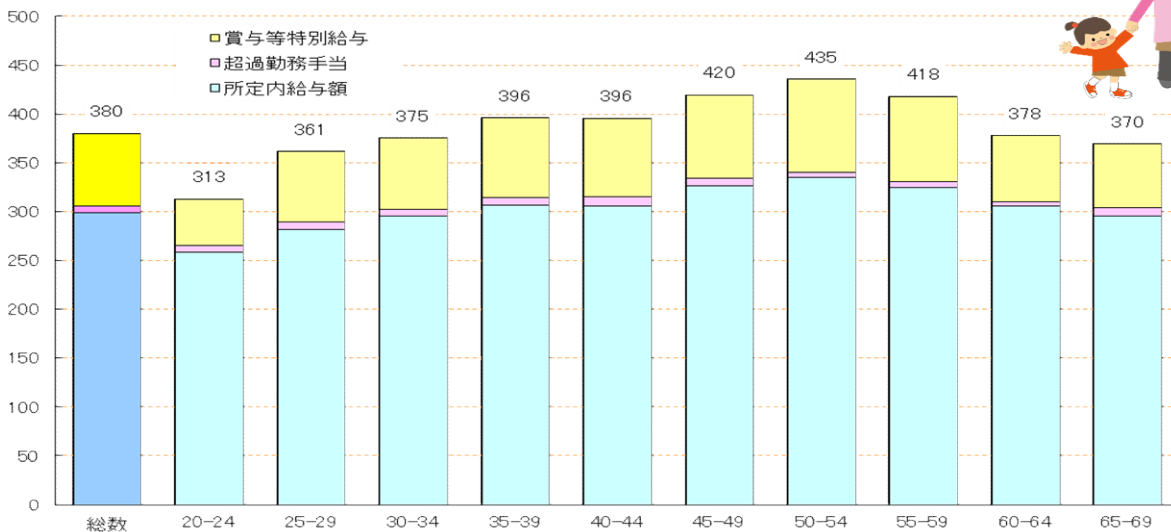
◆3月末に厚生労働省が「令和3年賃金構造基本統計調査」を公表しました。この調査は統計法に基づく基幹統計調査で、主要産業に雇用される労働者の賃金の実態を、労働者の雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別に明らかにするものです。医療・社会福祉・介護事業等に従事する職種についてもそれぞれ集計されていますが、今回もその中から「保育士（女）」について分析しました。

賃金については、毎年6月の「きまって支給する現金給与額」とそのうちの「所定内給与額（以下「賃金月額」と表記します。）」、そして前年の「年間賞与その他特別給与額」を集計しています。この「きまって支給する現金給与額×12月+年間賞与その他特別給与額」により年間給与額が推計できます。厳密には多少時点のずれが起こるのですが、行政の資料でもこの式で推計しているものを見かけます。「きまって支給する現金給与額」から賃金月額を差し引いたものが超過勤務手当となりますので、それぞれに分けて試算が可能です。保育士（女）の平均年間給与試算額は前年よりも7万円増の380万円と、8年連続で上昇しました。

この計算式により年齢階級別に試算をしたのが参考資料の図表1です。20～24歳では313万円ですが、年齢階級が上がるに従い増額し、50～54歳では435万円となっています。

年間給与試算額を都道府県別に比較すると、最も高かったのが東京都の447万円で、以下新潟県、奈良県、愛知県、千葉県と続きます。逆に最も低かったのは島根県の311万円で、以下鳥取県、福島県、三重県、沖縄県と続きます。東京都は全国平均よりも2割近く高く、島根県は逆に2割近く低くなっています。都道府県ごとに平均年齢や平均勤続年数が異なりますので、この数値だけをもって地域格差を論ずることはできませんが、ある程度の傾向を把握することは可能です。（総合福祉研究会）

◆図表1 年齢階級別年間給与（試算額）の比較：保育士（女）



◎ 年間給与（試算額）は、「きまって支給する現金給与額×12月+年間賞与その他特別給与額」で算出しています。

※ 総数には70歳以上を含んでいます。

厚生労働省：「令和3年賃金構造基本統計調査」から試算、作成

介護

オンライン指導監督が可能に ～介護保険施設等に対する指導監督の通知改正～

◆介護保険法に基づく介護保険施設及び事業者に対する指導監督については、「介護保険施設等の指導監督について」（平成18年10月23日老発第1023001号）を参考に実施されてきましたが、今般、この通知に代わって「介護保険施設等の指導監督について」（令和4年3月31日老発0331第6号）が発効しました。

指導形態は従来「集団指導」と「実地指導」とされ、集団指導については「一定の場所に集めて講習等の方法により行う」とされていましたが、「オンライン等の活用による動画の配信等による実施も可能とする」旨が付け加えられました。また実地指導は「運営指導」と変更、施設・設備や利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくても確認出来る内容の確認については、情報セキュリティの確保を前提として、施設等の過度な負担とならないよう十分に配慮したうえでオンライン等を活用することができる」と規定されました。

なお「老人福祉施設に係る指導監督について」（令和3年11月15日老発第1115第4号）も同日付で一部改正され、「一般監督に限り、施設・設備や利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくても確認できる内容については、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等を活用することができる。活用に当たっては、老人福祉施設の過度な負担とならないよう十分に配慮する」ことが付け加えられました。

現段階では介護保険施設・事業所の指導・監督に関する通知のみですが、書面やリモートでの監督等ができるような児童福祉法施行令の改正も行われました。早晚、他の社会福祉施設等においてもオンライン等による指導監督等が認められることと思います。

（総合福祉研究会）



医療

48.0%と前年度より上昇 令和3年度国民負担率

◆財務省はこのほど、国民負担率の令和3年度実績見込みと令和4年度の見通しを公表しました。令和3年度の国民負担率は48.0%と前年度よりも上昇しました。令和4年度は46.5%に低下する見通しです。

令和3年度の国民負担率は、租税負担率28.7%と社会保障負担率19.3%を合計した48.0%で、前年度の実績である47.9%より0.1%ポイント上昇しました。昨年2月に公表した44.3%の推計と比べると、3.7ポイントの上昇となりました。

国民所得は383.5兆円で、前年度の実績である375.5兆円よりも7.8兆円増加しました。令和2年は新型コロナの影響で前年度比▲24.9兆円と大幅に減少しましたが、令和3年は増加に転じました。

一方、令和4年度の国民負担率は、▲1.5ポイントの46.5%と推計されます。内訳は、租税負担率が27.8%、社会保障負担率が18.7%で、令和3年度に比べると租税負担率が0.9ポイント低下し、社会保障負担率が0.6ポイント低下します。国民所得は403.8兆円で、令和3年度より20.3兆円増加します。

国民負担率は、昭和45（1970）年度は24.3%でしたが、上昇傾向が続いています。昭和54（1979）年度に30.2%となり、以降は30%台で推移しています。平成25（2013）年度に40%を超え、令和2（2020）年度は新型コロナの影響で47.9%となりました。

租税負担率と社会保障負担率に、国の財政赤字率も加えた「潜在的国民負担率」も公表しました。令和3年度は財政赤字率が12.7%と減少したため潜在的国民負担率は60.7%の見込みです。令和4年度は財政赤字率が10.3%で、潜在的国民負担率は56.9%と推計します。

（地域医業研究会）

